## 厚生労働省 教育訓練給付制度について【概要】

### 制度

一般教育訓練制度では、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額(上限10万円)を支給します。

# 当校の各種優待制度・割引制度との併用

一般教育訓練給付制度につきましては、当校の各種優待制度・割引制度(早期申込優待制度、再受講優 待制度、25歳以下・学生優待割引制度、紹介制度)を同時に適用可能です。

対象講座を受講された方で、給付制度を利用すると、受講生本人が支払った受講料の20%に相当する額が学んだ本人へ支給されます。

各種優待制度・割引制度につきましては、以下のページをご覧ください。

優待割引制度・紹介制度について https://ssl.kenchikukouza.org/koza/yutai\_1.html

## 全日本建築士会の一般教育訓練給付制度指定講座

次の11つの講座が対象です。

- ① 一級建築士 設計製図受験講座(通学)
- ② 二級建築士 設計製図受験講座 (通学)
- ③ 一級建築士 長期設計製図講座 (通学)
- ④ 一級建築士 長期設計製図講座 (通信)
- ⑤ 一級建築士 長期設計製図講座 (併用)
- ⑥ 二級建築士 長期設計製図講座(通学)
- ⑦ 二級建築士 長期設計製図講座 (通信)
- ⑧ 二級建築士 長期設計製図講座(併用)
- 9 一級建築士 総合コース (通学)
- ⑩ 一級建築士 総合コース(通信)
- ① 二級建築士 総合コース (通学)

#### 修了認定基準

#### [通学講座の場合]

- 出席率:全課程の70%以上
- 修了認定試験:模擬試験の正解率60%以上(総合コースの場合は学科・製図の模擬試験ともに)

### [通信講座の場合]

- 総合コースの場合は、学科講義動画をすべて視聴し、かつ添削課題をすべて期間内に提出 加えて、学科・製図の模擬試験の正解率60%以上
- 製図講座の場合は、添削課題をすべて期間内に提出し、かつ模擬試験の正解率60%以上

### 支給手続

申請手続きは本人が行います。下記の書類を本人の居住地を管轄するハローワークに提出してください。受講終了日の翌日から起算して一か月以内です。

#### (必要書類)

①教育訓練修了証明書 当校より発行 ②教育訓練経費領収書 当校より発行

③教育訓練給付支給申請書 受講者本人が必要事項を記入し提出

④雇用保険被保険者証 雇用保険受給資格者証でも可能(コピー可)⑤公的証明書 本人氏名・本人住所が証明できるもの (運転免許証・住民票の写し・保険証など)

- \* すべての受講者が支給を受けられるものではありません。
- \* ご利用を希望される方は、<u>講座のお問い合わせ、申込み時にあらか</u>じめ申し出ください。
- \* なお支給要件の詳細については、ハローワークにてご確認ください。